

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成25年11月1日京都市条例第14号）（文化市民局地域自治推進室）

事務処理の効率化及び市民サービスの向上を図るため、これまで紙で管理していた戸籍をコンピュータ化することに伴い、戸籍は紙に記載するものから、磁気ディスクにデータとして記録するものとなり、戸籍の証明書については、戸籍法上「戸籍の謄本若しくは抄本」から「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」となるため、当該証明書に係る手数料を定めることとしました。

また、上記の変更に伴う手数料に変更はありません。

なお、戸籍のコンピュータ化は、平成25年11月に右京区で開始し、平成28年度までに全ての区において実施する予定です。

この条例は、平成25年11月5日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 14 号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付」を「若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に、「又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付」を「若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)